

確定申告書等作成コーナー

～所得税の申告書作成のための操作の手引き～

年金収入の方の 確定申告書作成例



所得が「年金のみ」の方の場合の確定申告書作成の入力例を説明します。

※ 画面イメージは、実際の画面と異なる場合があります。

年金収入の方の確定申告書作成例

1	作成開始	1
2	作成の流れ	2
2.1	作成の流れ	2
3	作成前の確認・画面の案内・操作方法について	3
3.1	「申告書の作成をはじめる前に」画面	3
3.2	画面の案内・操作方法	4
4	収入金額・所得金額の入力	6
4.1	「収入金額・所得金額の入力」画面	6
4.2	「公的年金等の入力」画面	8
4.3	「雑（その他）所得の収入」画面	10
5	所得控除の入力	12
5.1	「所得控除の入力」画面	12
6	税額控除・その他の項目の入力	13
6.1	「税額控除・その他の項目の入力」画面	13
7	計算結果確認	14
7.1	「計算結果確認」画面	14
8	住所・氏名等の入力	15
8.1	「住民税等入力」画面	15
8.2	「住所・氏名等入力」画面	15
8.3	「マイナンバーの入力」画面	17
9	送信（e-Tax（マイナンバーカード方式又は ID・パスワード方式）で提出する場合）	18
9.1	「送信前の申告内容確認」画面	18
9.2	e-Tax（マイナンバーカード方式）での送信	20
9.2.1	「送信準備」画面	20
9.2.2	「2次元バーコードの読み取り（1回目）」画面	21
9.2.3	「2次元バーコードの読み取り（2回目）」画面	22
9.2.4	「確定申告書データの送信」画面	23
9.2.5	「確定申告書データの送信（処理中モデル）」画面	23
9.2.6	「送信結果の確認」画面	24
9.3	e-Tax（ID・パスワード方式）での送信	25
9.3.1	「送信準備」画面	25
9.3.2	「確定申告書等データの送信」画面	26
9.3.3	「送信結果（即時通知）の確認」画面	27
9.3.4	「受付結果（受信通知）の確認」画面	27
10	印刷・終了	28
10.1	e-Tax（マイナンバーカード方式又は ID・パスワード方式）で提出する場合	28
10.1.1	「送信票兼送付書等印刷」画面	28
10.1.2	「申告書を送信した後の作業について」画面	29
10.2	印刷して書面提出する場合	31
10.2.1	「申告書等印刷」画面	31
10.2.2	「申告書を印刷した後の作業について」画面	33

年金収入の方の確定申告書作成例

1 作成開始

確定申告書等作成コーナートップ画面において、税務署への提出方法を選択し、「作成する申告書等の選択」画面で「所得税」を選択後、マイナンバーカードの認証等を完了すると、この画面に遷移しますので、「次へ進む>」ボタンをクリックします。

※ 決算書・収支内訳書作成コーナーで青色申告決算書又は収支内訳書を作成した場合の操作方法は「青色申告決算書・収支内訳書を作成した後に確定申告書を作成する手順編」をご覧ください。

年金収入の方の確定申告書作成例

2 作成の流れや画面の案内・操作方法について

2.1 作成の流れ

年金収入の方の確定申告書の作成の流れは以下のとおりです。

【作成の流れ】

画面の分類	操作等の内容	参照 ページ
1. 申告書の作成をはじめる前に	申告内容の入力を行う前に、所得の種類など申告する内容の確認や提出方法の選択を行います。	3
2. 収入金額・所得金額の入力	年金所得の内容を入力します。	6
3. 所得控除の入力	所得控除の内容を入力します。 (例)医療費控除、寄附金控除 など	12
4. 税額控除・その他の項目の入力	税額控除の内容を入力します。 (例)住宅ローン控除 など	13
5. 計算結果確認	入力した内容に基づいて計算された税額等の確認を行います。	14
6. 住所・氏名等の入力	住所・氏名等の内容とマイナンバーを入力します。	15
7. 送信	提出方法が e-Tax の場合の送信方法等です。	18
8. 印刷・終了	提出した提出方法に応じた印刷及び作成後の確認事項を確認します。	28

年金収入の方の確定申告書作成例

3 作成前の確認・画面の案内・操作方法について

3.1 「申告書の作成をはじめる前に」画面

国税庁 令和3年分 所得税 **確定申告書作成コーナー** [ご利用ガイド](#) [よくある質問](#)

申告書の作成をはじめる前に

トップ画面 > 事前準備 > **申告書等の作成** > 申告書等の送信・印刷 > 終了

申告される方の生年月日

① 年 月 日

入力した生年月日は、申告書等への表示や控除額の計算に使用します。

作成する確定申告書の提出方法

② ☒ e-Taxにより税務署に提出する。
☐ 確定申告書等を印刷して税務署に提出する。

申告内容に関する質問

③

質問	回答
給与以外に申告する収入はありますか？ 年金収入がある場合は「はい」を選択してください。	<input checked="" type="button" value="はい"/> いいえ
税務署から青色申告の承認を受けていますか？ 青色申告とは、事業所得や不動産所得等を生ずる業務を営む方が、青色申告承認申請書を税務署に提出して承認（みなし承認を含む。）を受けて行う申告のことです。	はい いいえ
税務署から予定納税額の通知を受けていますか？ ☐ 予定納税についてはこちら	はい いいえ

④

[お問い合わせ](#) [個人情報保護方針](#) [利用規約](#) [推奨環境](#) Copyright (c) 2022 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① 「生年月日」を入力します。
（これまでの画面で入力している場合は、入力された状態で表示されます。）
- ② 作成する申告書等を e-Tax により提出するか、印刷して税務署に郵送等で提出するかを選択します。
（「税務署への提出方法の選択」画面で「印刷して提出」を選択している場合には、表示されません。）
- ③ 「質問」欄に表示される質問について、「はい」又は「いいえ」をクリックします。
- ④ 全ての質問に回答した後、『次へ進む』ボタンをクリックします。

年金収入の方の確定申告書作成例

3.2 画面の案内・操作方法

年金収入の方の確定申告書の画面の案内・操作方法是以下のとおりです。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
令和3年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー

※1 よくある質問 検索 利用ガイド

※2

マイナンバーカード

税額控除・その他の項目の入力

・ 予定納税の入力は「予定納税」の入力画面から行ってください。入力漏れにご注意ください。

税額控除 (単位：円)

税額控除の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した控除額 (? から表示金額の説明を確認できます。)
配当控除 ?			
投資税額等控除 ?	入力する		
(特定増改築等) 住宅購入金等特別控除 ?	入力する		
政庁等寄附金等特別控除 ?	入力する		
住宅耐震改修特別控除 ?			
住宅特定改修特別税額控除 ?	入力する		
認定住宅 新築等特別税額控除 ?			
災害減免額 ?	入力する		
外国税額控除等 ?	入力する		

その他の項目 (単位：円)

項目	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容等
予定納税額 ?	入力する		前年の納税額が15万円以上の方などで、税務署から予定納税の通知書が送付された方は、入力漏れにご注意ください。 ※ 源泉徴収税額ではありません。
専従者控除額の合計額 ?	入力する		
平均課税対象金額 ?	入力する		
変動・臨時所得金額 ?			
本年分で差し引き繰越損失額 ?	入力する		前年から繰り越された「上場株式等の繰越損失」又は「先物取引に係る損失」がある方は、「収入金額・所得金額の入力」画面の「株式等の繰越所得等」又は「先物取引に係る繰越所得等」の入力画面から入力してください。

※6 < 戻る 入力終了(次へ) >

※7 ※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時保存(作成を中断する場合)」ボタンをクリックしてください。 入力データの一時的保存(作成を中断する場合)

お問い合わせ | 個人課税係課方 | 利用規約 | 推奨環境 Copyright (c) 2022 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ※1 操作等でお分かりにならないことは、よくある質問の検索窓に文言等を入力すると、確定申告書等作成コーナーのよくある質問の中から操作方法等を確認することができます。
- ※2 各画面の上部に、2 ページに記載している【作成の流れ】の「画面の分類」と、現在「画面の分類」のうち、どの画面が表示されているか確認することができます。
- ※3 用語等がお分かりにならない場合は、「?」をクリックすると、用語等の説明を確認することができます。
- ※4 入力・訂正・内容確認の「入力する」ボタンをクリックすると、各項目の入力画面へ進みます。また、入力が終了した後は、「入力する」ボタンが「訂正・内容確認」ボタンに表示が変わりますので、訂正・内容確認を行う場合は、「訂正・内容確認」ボタンをクリックしてください。
- ※5 「入力内容から計算した控除額」欄に表示されている金額の計算方法を確認したい場合は、「?」をクリックすると、表示されている各種所得や所得控除等の計算式等が確認できます。

※6 各画面で入力が終わרי、「入力終了（次へ）＞」ボタンをクリックすると、各画面での入力内容を反映し、次の画面へ進みます。

前の画面へ戻るときは、「＜戻る」ボタンをクリックすると、各画面での入力内容を反映せず、前の画面に戻ります。

※7 作成を中断する場合は、「入力データの一時保存（作成を中断する場合）」ボタンをクリックすると、現在までの入力内容を一時保存できます。一時保存したデータは、読み込んで作成を再開することができます。

なお、「入力データの一時保存（作成を中断する場合）」ボタンは、「収入金額・所得金額の入力」画面、「所得控除の入力」画面、「税額控除・その他の項目の入力」等の画面に表示されています。

年金収入の方の確定申告書作成例

4 収入金額・所得金額の入力

4.1 「収入金額・所得金額の入力」画面

公的年金は、雑所得の公的年金等の「入力する」ボタンを、個人年金は、雑所得の業務・その他の「入力する」ボタンをクリックします。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和3年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー

よくある質問

検索

ご利用ガイド

トップ画面

事前準備

申告書等の作成

申告書等の送信・印刷

終了

入力方法選択

申告書の作成をはじめ

収入金額・所得金額入力

所得控除入力

税額控除・その他の項目の入力

計算結果確認

住民税等入力

住所・氏名等入力

マイナンバーカード

収入金額・所得金額の入力

入力する項目の「入力する」ボタンをクリックし、開いた画面の案内に沿って必要事項の入力を行ってください。
をクリックすると、項目についての説明が表示されます。

総合課税の所得

(単位: 円)

所得の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した所得金額 (から表示金額の説明を確認できます。)
事業所得(営業・農業)	入力する		
不動産所得	入力する		
利子所得	入力する		
配当所得	入力する		
給与所得	入力する		
雑所得	公的年金等	入力する	
	業務	入力する	
	その他	入力する	
総合課税所得	入力する		
一時所得	入力する		
合計			

※ 「本年分で差し引く繰越損失額」を入力した場合は、繰越損失控除後の金額が表示されています。

分離課税の所得

(単位: 円)

所得の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した所得金額 (から表示金額の説明を確認できます。)
土地建物等の譲渡所得	入力する		
株式等の譲渡所得等	入力する		
上場株式等に係る配当所得等	入力する		
先物取引に係る雑所得等	入力する		
退職所得	入力する		

決算書・収支内訳書作成コーナーへ

※ 決算書・収支内訳書を作成開始・再編集は、訂正する方はこちらをクリックしてください。

< 戻る

入力終了(次へ)>

入力データの一時保存
(作成を中断する場合)

※ 作成を中断する場合は、上の「入力データの一時保存(作成を中断する場合)」ボタンをクリックしてください。

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境

Copyright (c) 2022 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

(⇒次ページへ続く)

6

公的年金等の「入力する」ボタンをクリックした場合は、8 ページの「4.2 『公的年金等の入力』画面」へ、業務・その他の「入力する」ボタンをクリックした場合は、10 ページの「4.3 『雑（その他）所得の入力』画面」へ進みます。

それぞれの収入金額・所得金額の入力が終わるとこの画面に戻りますので、「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックし、12 ページの「5.1 『所得控除の入力』画面」へ進みます。

4.2 「公的年金等の入力」画面

「入力する」ボタンをクリックすると、「公的年金等の入力」の見本画像が表示されるので、公的年金等の源泉徴収票に記載されている内容を1件ずつ入力します。

引き続き別の公的年金等を入力する場合は、「続けてもう1件入力」ボタンをクリックします。

全ての内容の入力が終了した場合は、「入力内容の確認」ボタンをクリックすると、この画面に戻ります。入力した内容を確認し、「次へ進む」ボタンをクリックすると、「4.1 『収入金額・所得金額の入力』画面」に戻ります。

なお、入力した内容の訂正等を行う場合は、「操作」欄に表示されている「訂正」又は「削除」ボタンのうち該当するボタンを、別の公的年金を入力する場合は、「別の公的年金等を入力する」ボタンをそれぞれクリックします。

(⇒次ページへ続く)

年金収入の方の確定申告書作成例

国税庁
令和3年分 所得税

マイナンバー
カード

確定申告書作成コーナー

ご利用ガイド

よくある質問

よくある質問を検索

公的年金等の入力

源泉徴収票に記載されている内容について、「入力する」ボタンをクリックして入力してください。（最大10件）

海外からの年金収入の入力例

入力内容の一覧

支払者の所在地又は法人番号	支払金額	源泉徴収税額	社会保険料の金額	操作
支払者の名称				

入力する

前に戻る

次へ進む

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境

Copyright (c) 2022 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

国税庁
令和3年分 所得税

マイナンバー
カード

確定申告書作成コーナー

ご利用ガイド

よくある質問

よくある質問を検索

公的年金等の入力

令和3年分の源泉徴収票に記載されているとおりに、1件ずつ入力してください。

源泉徴収票に記載のない社会保険料は、後の「社会保険料控除」から入力してください。

支払者は厚生労働省ですか？

はい いいえ

支払金額の記載がある「区分」を選択して入力してください。

☐ ①法203条の3第1号・第4号適用分の入力
 ☐ ②法203条の3第2号・第5号適用分の入力
 ☐ ③法203条の3第3号・第6号適用分の入力
 ☐ ④法203条の3第7号適用分の入力

⑤社会保険料の金額

円

⑥支払者

所在地又は法人番号（全角28文字以内）（ビル名等省略可）

名称（全角28文字以内）

キャンセル

続けてもう1件入力

入力内容の確認

令和3年分 公的年金等の源泉徴収票

支払者 氏名	支払金額	源泉徴収税額	社会保険料の金額
支払者 氏名	支払金額	源泉徴収税額	社会保険料の金額
支払者 氏名	支払金額	源泉徴収税額	社会保険料の金額
支払者 氏名	支払金額	源泉徴収税額	社会保険料の金額
支払者 氏名	支払金額	源泉徴収税額	社会保険料の金額
支払者 氏名	支払金額	源泉徴収税額	社会保険料の金額
支払者 氏名	支払金額	源泉徴収税額	社会保険料の金額
支払者 氏名	支払金額	源泉徴収税額	社会保険料の金額
支払者 氏名	支払金額	源泉徴収税額	社会保険料の金額
支払者 氏名	支払金額	源泉徴収税額	社会保険料の金額

9

4.3 「雑（その他）所得の入力」画面

「入力する」ボタンをクリックし、個人年金に係る「年末支払証明書」等の内容を1件ずつ入力します。

引き続き別の個人年金を入力する場合は、「続けてもう1件入力」ボタンをクリックします。

全ての内容の入力が終了した場合は、「入力内容の確認」ボタンをクリックすると、この画面に戻ります。入力した内容を確認し、「次へ進む」ボタンをクリックすると、「4.1 『収入金額・所得金額の入力』画面」に戻ります。

なお、入力した内容の訂正等を行う場合は、「操作」欄に表示されている「訂正」又は「削除」ボタンのうち該当するボタンを、別の公的年金を入力する場合は、「別の雑（その他）所得を入力する」ボタンをそれぞれクリックします。

(⇒次ページへ続く)

年金収入の方の確定申告書作成例

国税庁
令和3年分 所得税

マイナンバー

確定申告書作成コーナー

ご利用ガイド

よくある質問

よくある質問を検索

雑（その他）所得の入力

雑（その他）所得の入力

雑（その他）所得に関する内容について、「入力する」ボタンをクリックして入力してください。（最大600件）

複数の収入にまたがる必要経費がある場合、まとめて入力することができます。

※入力する内容によって、雑（業務）所得、又は、雑（その他）所得に分けられます。

入力内容の一覧

種目	所得の生ずる場所又は法人番号	収入金額	源泉徴収税額	操作
	報酬などの支払者の氏名・名称	必要経費	未納付の源泉徴収税額	

入力する

相続等に係る生命保険契約等に基づく年金（保険年金）の入力

相続等に係る生命保険契約等に基づく年金（保険年金）の受給がありますか？

はい

いいえ

前へ戻る

次へ進む

お問い合わせ

個人情報保護方針

利用規約

推奨環境

Copyright (c) 2022 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.



雑（その他）所得の入力

☐ [入力例はこちら](#)

種目
 ▼

収入金額（年金の支払金額・年金の額）
「割戻金」や「支払利息」が記載されている場合は、合計額を入力してください。

円

必要経費

円

源泉徴収税額

円

☐ 未納付の源泉徴収税額 ⓘ

相対
所得の生ずる場所又は法人番号（全角28文字以内）（ビル名等省略可）

相続
報酬などの支払者の氏名・名称（全角28文字以内）

キャンセル
続けてもう1件入力
入力内容の確認

5 所得控除の入力

5.1 「所得控除の入力」画面

適用を受ける所得控除の「入力する」ボタンをクリックし、所得控除の内容を入力します。

適用を受ける全ての所得控除の入力が終了したら、「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックし、13 ページの「6.1 『税額控除・その他の項目の入力』画面」へ進みます。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和3年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー

よくある質問

検索

ご利用ガイド

トップ画面

事前準備

申告書等の作成

申告書等の送信・印刷

終了

入力方法選択

申告書の作成をはじめる前に

収入金額・所得金額入力

所得控除入力

税額控除・その他の項目の入力

計算結果確認

住民税等入力

住所・氏名等入力

マイナンバーカード

所得控除の入力

所得から差し引かれる金額（所得控除）に関する項目の入力を行います。

- ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方も、ふるさと納税の全ての金額を「寄附金控除」の入力画面で入力してください。
- 配偶者や扶養親族の障害者控除の入力は、「配偶者控除」、「扶養控除」の入力画面から行ってください。

所得控除 (単位: 円)

所得控除の種類 (各所得控除の概要はこちら)	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した控除額 (?をクリックすると表示金額の解説を確認できます。)
雑損控除 ?	入力する		?
医療費控除 ?	入力する		?
社会保険料控除 ?	入力する		?
小規模企業共済等掛金控除 ?	入力する		?
生命保険料控除 ?	入力する		?
地震保険料控除 ?	入力する		?
寄附金控除 ?	入力する		?
寡婦・ひとり親控除 ?	入力する		?
勤労学生控除 ?	入力する		?
障害者控除 ?	入力する		?
配偶者控除 ?	入力する		?
配偶者特別控除 ?	入力する		?
扶養控除 ?	入力する		?
基礎控除 ?			480,000
合計			

※ ・ 災害により住宅や家財に被害を受け、雑損控除と災害減免法による税金の減免のいずれかを選択して適用できる場合は、所得税額（国税）について有利な方法を自動で判定し計算します。

・ 支出した寄附金について、所得控除又は税額控除のいずれかを選択して適用できる場合は、所得税額（国税）が最も少なくなるように自動で判定し計算します。

< 戻る

入力終了(次へ)>

※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時保存（作成を中断する場合）」ボタンをクリックしてください。

入力データの一時保存
(作成を中断する場合)

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境

Copyright (c) 2022 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

年金収入の方の確定申告書作成例

7 計算結果確認

7.1 「計算結果確認」画面

入力した内容に基づいて計算された税額等の確認を行います。

確認が終了したら、「次へ>」ボタンをクリックし、15 ページの「8.1 『住民税等入力』画面」へ進みます。

各期3年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー

よくある質問 検索 印刷/印刷のイメージ

トップ画面 事前準備 申告書の作成 申告書の提出・印刷 完了

入力方法 確定申告書の作成 確定申告書の提出・印刷 確定申告書の提出・印刷 確定申告書の提出・印刷

マイナンバーカード

計算結果確認

課税される金額は、41,154 円です。

・これまでに入力された内容から申告書様式で計算結果を表示しています。ご確認ください。
・送附する金額は、税に算入される金額です。申告書に記入する金額と一致する必要があります。申告書の提出
時、「送附金額」欄に申告書様式で算出された金額を記入してください。
・※に記すには、画面下の「※」ボタンをクリックしてください。

収入金額等		税金の計算（税額控除等）	
事業	区分 (ア)	課税される所得金額 ((12)-(29))×(100%)	(30) 2,665,000
事業	区分 (イ)	上の(30)に算入する税額 又は第2表(イ)	(31) 169,000
不動産	区分1 区分2 (ウ)	配当控除	(32)
株主	区分 (エ)	投資収益等控除	区分 (33)
株主	区分 (カ)	(特定増設等) 住民税等 特別控除	区分1 区分2 (34)
給与	区分 (キ)	控除等減額等特別控除	(35)~(37) 42,200
雑	区分 (ク)	住宅ローン控除特別控除	区分 (38)~(40)
雑	区分 (ケ)	所得控除額 ((31)-(32)-(33)-(34)-(35)- -(36)-(37)-(38)-(39)-(40))	(41) 126,800
雑	区分 (コ)	所得控除額	(42)
雑	区分 (カ)	所得控除額 (第1部分・第2部分)	(43) 126,800
雑	区分 (キ)	所得控除額 (第3部分)	(44) 2,662
雑	区分 (ク)	所得控除額及び復興特別所得税の額 ((43)-(44))	(45) 129,462
雑	区分 (ケ)	外国税額控除等	区分 (46)~(47)
雑	区分 (カ)	源泉徴収税額	(48) 170,616
雑	区分 (キ)	申告納税額 ((45)-(46)-(47)-(48))	(49) 41,154
雑	区分 (ク)	予定納税額 (第1部分・第2部分)	(50)
雑	区分 (ケ)	第3部分の税額 納める税金 ((49)-(50))	(51) 41,154
雑	区分 (コ)	納める税金 課税される税金	(52) 41,154
雑	区分 (カ)	その他の税金	(53) 940,000
雑	区分 (キ)	配当等の合計所得金額	(54)
雑	区分 (ク)	専従者控除等の合計額	(55)
雑	区分 (ケ)	青色申告特別控除額	(56)
雑	区分 (コ)	課税所得額・一時所得等の 源泉徴収税額の合計額	(57) 170,616
雑	区分 (カ)	未納付の源泉徴収税額	(58)
雑	区分 (キ)	本年分で差し引き経理損失額	(59)
雑	区分 (ク)	平均課税対象金額	(60)
雑	区分 (ケ)	課税・臨時所得金額	区分 (61)
雑	区分 (コ)	税額控除・その他の項目を修正する	
雑	区分 (カ)	課税所得金額	(62)
雑	区分 (キ)	延納税額	(63)

収入金額・所得金額を修正する

所得から差し引かれる金額（所得控除）	
社会保険料控除	(13)
小規模企業共済等掛金控除	(14)
生命保険料控除	(15) 120,000
地震保険料控除	(16)
障害、ひとり親控除	区分 (17)~(18)
勤労学生、障害者控除	区分1 区分2 (19)~(20)
配偶者（扶養）控除	区分1 区分2 (21)~(22)
扶養控除	区分 (23)
基礎控除	(24) 480,000
(13)から(24)までの計	(25) 600,000
雑所得控除	(26)
医療費控除	区分 (27) 100,000
高知金控除	(28) 0
合計	(29) 700,000

所得控除を修正する

分離課税の収入金額・所得金額

所得の種類	収入金額	所得金額	所得控除・課税される金額
短期譲渡	一般分 (A)	(64)	
短期譲渡	軽減分 (B)	(65)	
土地譲渡等の譲渡所得	一般分 (C)	(66)	
長期譲渡	特定分 (D)	(67)	
長期譲渡	軽減分 (E)	(68)	
一般所得等の譲渡所得等	(F)	(69)	
上場株式等の譲渡所得等	(G)	(70)	(93)
上場株式等に係る配当所得等	(H)	(71)	
先物取引に係る雑所得等	(I)	(72)	(94)
雑所得	(J)	(74)	

収入金額・所得金額を修正する

< 戻る 次へ >

入力方法の一時所得
(の確定申告書等)

※ 所得を修正する場合は、上の「入力方法の一時所得」欄で「所得を修正する」ボタンをクリックしてください。

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 関連リンク

Copyright (c) 2022 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved

8 住所・氏名等の入力

8.1 「住民税等入力」画面

住民税等に関する事項について、入力を行います。

「住民税・事業税に関する事項」ボタンをクリックし、該当する全ての項目について、入力が終了したら「入力終了（次へ）＞」ボタンをクリックし、「8.2 『住所・氏名等入力』画面」へ進みます。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和3年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー

よくある質問 検索 利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

入力方法選択 申告書の作成をはじめる前に 収入金額・所得金額入力 所得控除入力 税額控除・その他の項目の入力 計算結果確認 住民税等入力 住所・氏名等入力

マイナンバーカード

住民税等入力

以下の項目について入力が必要な方は、「住民税・事業税に関する事項」をクリックし、入力してください。

住民税・事業税に関する事項

- 給与・公的年金等に係る所得以外の所得がある方の住民税の徴収方法の選択
- 16歳未満の扶養親族がいる方の入力項目
- 別居の配偶者・親族・事実専従者がいる方の入力項目
- 配当所得等がある方の入力項目
- 株式等譲渡所得割控除税額がある方の入力項目
- 事業所得や不動産所得がある方の入力項目

[詳しくはこちら](#)

< 入力画面に戻る 入力終了(次へ)>

※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時保存（作成を中断する場合）」ボタンをクリックしてください。

入力データの一時保存（作成を中断する場合）

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境

Copyright (c) 2022 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

8.2 「住所・氏名等入力」画面

住所・氏名等について、入力を行います。

該当する全ての項目について、入力が終了したら「次へ進む」ボタンをクリックし、17ページの「8.3 『マイナンバーの入力』画面」へ進みます。

(⇒次ページへ続く)

年金収入の方の確定申告書作成例

印刷用
令和4年分 所得税
確定申告書作成コーナー

● ご利用ガイド

● よくある質問

よくある質問を検索

住所・氏名等入力

トップ画面戻る 暮らし準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

還付金額について

あなたの還付金額は **41,154円** です。

受取方法の選択 **必須**

還付金の受取りには、預貯金口座への振込みをご利用ください（申告される方本人名義の口座に限ります。）。
入力で誤りがあった場合や番号付名義の口座情報を入力された場合などは、振込不能となり、還付金の振込手続ができませんのでご注意ください。

● ゆうちょう銀行以外の銀行等への振込み

○ ゆうちょう銀行への振込み

○ ゆうちょう銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取り

銀行・信用金庫等の預金口座への振込みを希望する場合

金融機関名等

(全角15文字以内)
〇〇 銀行

金融機関名等の入力方法

※一部のインターネット専用銀行には還付金の振込みができません。
振込みの可否については、あらかじめご利用の銀行にご確認ください。

本支店名

(全角14文字以内)
xx 支店

本支店名等の入力方法

預金種別

普通

口座番号

(半角数字7桁)
1234567

公的給付支給等口座の登録 **必須**

還付金の受取口座を公的給付支給等口座として登録しますか？
※個人番号等とともに登録され、口座情報は公的給付を支給する行政機関等に提供されます。

公的給付支給等口座登録制度についてはこちら

登録する

登録しない

住所・氏名等の入力

制限文字数を超える場合、省略可能な文字（マンション名等）は省略して入力しても差し支えありません。

詳細情報

納税地 **必須**

住所

事業所等

事業所等を納税地とする場合には、届出が必要です。
※日本国以外より登録されている方はここに住所をご登録ください。

住所又は
事業所等

郵便番号

359 - 0042

郵便番号から住所入力

都道府県

埼玉県

市区町村

所沢市

※郵便番号から検索できなかった方は、こちらから都道府県や市区町村を選択してください。

町名・番地 **必須**

(都道府県市区町村と合計で全角28文字以内)
基本1-7

建物名・号室

(全角28文字以内)
アパート名、号室

令和4年1月1日の住所 **必須**

令和4年1月1日の住所は上記と同じですか？

はい

いいえ

申告書を出す税務署

提出先税務署 **必須**

都道府県 埼玉県 税務署名 所沢

リストから都道府県を選択後、税務署名を選択してください。

登録番号

(半角数字8桁)
01234567

税務署から送付された申告書等により登録番号が分かるようになる場合は入力してください。
この番号を入力してください。

提出年月日

令和 年 月 日

氏名等

氏名（カナ）

セイ（全角11文字以内）メイ（全角11文字以内）
コクセイ タロウ

氏名（漢字） **必須**

姓（全角10文字以内）名（全角10文字以内）
国枝 太郎

電話番号

(半角数字合計14桁以内) 連絡先区分
1111 - 1111 - 1111 自宅

世帯主の氏名

ご自身が世帯主

(全角10文字以内)
国枝 太郎

世帯主がみた情報

(全角5文字以内)
本人

職業

(全角11文字以内)
小売業

番号・番号

(全角30文字以内)
国枝商店

作成を中止する場合は、下の「入力データを一時保存する」ボタンをクリックしてください。

入力データを一時保存する

お電話で
お問合わせ

個人情報を
取り扱います

国枝商店

国枝商店

Copyright (c) 2022 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

8.3 「マイナンバーの入力」画面

表示されている方のマイナンバーを入力し、入力が終了したら「次へ進む」ボタンをクリックします。

国税庁
令和3年分 所得税

マイナンバー
カード

確定申告書作成コーナー

ご利用ガイド

よくある質問

よくある質問を検索

マイナンバーの入力

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

マイナンバーがお分かりにならない場合は、「次へ進む」をクリックし、表示されるメッセージをご確認ください。

	氏名	続柄	生年月日	マイナンバー（半角数字12桁）	入力値を表示する
1	国税 太郎	本人	昭和54年10月13日		☐
2	国税 花子	配偶者	昭和56年11月10日		☐

i

作成を中断する場合は、下の「入力データを一時保存する」ボタンをクリックしてください。

前に戻る

次へ進む

お問い合わせ
個人情報保護方針
利用規約
推奨環境

Copyright (c) 2022 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

選択した提出方法によって、次に表示される画面が異なります。

「マイナンバーカード方式」又は「ID・パスワード方式」を選択された場合は、18 ページの「9.1 『送信前の申告内容確認』画面」へ、「印刷して提出」を選択された場合は、31 ページの「10.2.1 『申告書等印刷』画面」へ進みます。

9 送信（e-Tax（マイナンバーカード方式又は ID・パスワード方式）で提出する場合）

9.1 「送信前の申告内容確認」画面

電子申告等データの送信前に、入力した内容に基づいて作成した申告書等のイメージを確認することができます。

※ 送信後にも送信した申告書等のイメージを確認することができます。

国税庁
令和3年分 所得税

マイナンバー
カード

確定申告書作成コーナー

ご利用ガイド

よくある質問

よくある質問を検索

送信前の申告内容確認

[トップ画面](#) > [事前準備](#) > [申告書等の作成](#) > **申告書等の送信・印刷** > [終了](#)

申告書等はまだ送信されていません。
次の画面以降で送信をしてください。

確認する帳票の選択

確認する必要がない帳票については、項目のチェックを外してください。

チェック	項目名
☒	申告書等送信票(兼送付書)
☒	申告書 B 第一表【申告内容確認票】
☒	申告書 B 第二表【申告内容確認票】

確認の手順

手順1 下の「帳票表示・印刷」ボタンをクリックしてください。

手順2 画面下のPDFファイルをクリックして帳票をAdobe Acrobat Readerで表示し、内容に誤りがないか確認してください。

☐ 帳票の確認で分からないことがある方はこちら

①

帳票表示・印刷

申告内容の確認・訂正

帳票を確認した結果、申告内容の確認・訂正が必要な方は以下のボタンをクリックしてください。

※

申告内容の確認・訂正

作成を中断する場合は、下の「入力データを一時保存する」ボタンをクリックしてください。

入力データを一時保存する

前に戻る ④

次へ進む

[お問い合わせ](#) [個人情報保護方針](#) [利用規約](#) [推奨環境](#)

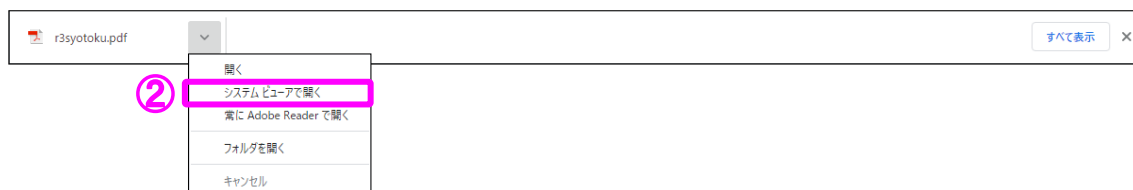
Copyright (c) 2022 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

※ ①と④の説明は、次ページにあります。

(⇒次ページへ続く)

年金収入の方の確定申告書作成例

- ① 「帳票表示・印刷」 ボタンをクリックします。(画面は前ページにあります。)
- ② 画面下に次のダイアログボックスが表示されますので、「システムビューアで開く」を選択して、PDF ファイルを表示させます。



※ 帳票を表示・印刷する際の手順は、ご利用のパソコン環境により異なる場合があります。

- ③ 表示された PDF ファイルの内容を確認後、右側のウィンドウ上部の  (閉じるボタン) をクリックしてウィンドウを閉じます。

※ 申告内容の訂正等を行う場合は、「申告内容の確認・訂正」ボタンをクリックします。

☐ 【まだ送信されていません。】

令和03年分の申告書等送信票 (兼送付書)

この送信票 (兼送付書) は、電子データで送信した書類や別途税務署に提出する必要がある書類をご確認いただくものです。提出する書類のない方は、この送信票 (兼送付書) の提出は不要ですので、送信書類の確認用としてご利用ください。

住 所	〒339-0042 埼玉県所沢市並木1-7		
氏 名	コクセイ タロウ 国税 太郎		
整 理 番 号		利用者識別番号	1111-1111-1111-1111
受 付 日 時		受 付 番 号	
税 理 士 等 氏名・名称		税 理 士 等 電 話 番 号	()
特 記 事 項			

- ④ 画面右下の「次へ進む」ボタンをクリックします。(画面は前ページにあります。)
- マイナンバーカード方式により提出する場合は、20 ページの「9.2.1 『送信準備』画面」へ進みます。ID・パスワード方式により提出する場合は、25 ページの「9.3.1 『送信準備』画面」へ進みます。

年金収入の方の確定申告書作成例

9.2 e-Tax（マイナンバーカード方式）での送信

9.2.1 「送信準備」画面

表示されている各質問について、該当する項目がある場合は、「はい」を選択して「次へ進む」ボタンをクリックします。

国税庁
令和3年分 所得税

マイナンバー
カード

確定申告書作成コーナー

ご利用ガイド

よくある質問

よくある質問を検索

送信準備

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

!

e-Taxには利用可能時間がありますので、送信前に[こちら](#)をご確認ください。
利用可能時間外の場合、画面下の「入力データを一時保存する」ボタンからデータの保存を行い、利用可能時間内に送信してください。

令和4年3月15日（火）の24時を過ぎて送信した令和3年分の所得税確定申告データは、確定申告期限後に提出されたものとなりますのでご注意ください。

申告書に添付するデータ（xmlデータ）の送信

入力された申告書のほか、税務代理権限証書等のデータを一緒に送信しますか？

はい

いいえ

税理士等に関する入力欄

税理士等に関する入力がありますか？

はい

いいえ

登記情報に関する入力欄

登記情報に関する入力がありますか？

はい

いいえ

特記事項

特記事項に関する入力がありますか？

はい

いいえ

市販の会計ソフト等を利用する場合

送信を中断し、市販の会計ソフト等を利用しますか？

はい

いいえ

マイナンバーカード認証方法の変更

認証方法を変更する場合は、以下のいずれかを選択してください。 **必須**

☒ 2次元バーコード

☐ ICカードリーダーライター

i

作成を中断する場合は、下の「入力データを一時保存する」ボタンをクリックしてください。

入力データを一時保存する

前に戻る

次へ進む

お問い合わせ

個人情報保護方針

利用規約

推奨環境

Copyright (c) 2022 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

9.2.3 「2次元バーコードの読み取り（2回目）」画面

①で2次元バーコードの読み取り（1回目）が完了したことを表しています。②でオーディオを開いてスマートフォンでの操作を確認し、③で表示された2次元バーコードをスマートフォンで読み取ってください。

次に、スマートフォンで利用者証明用電子証明書のパスワードを入力してマイナンバーカードを読み取ると、パソコンの画面が自動で次の画面に切り替わります。

国税庁
令和3年分 所得税

マイナンバー
カード

確定申告書作成コーナー

ご利用ガイド

よくある質問

よくある質問を検索

2次元バーコードの読み取り（2回目）

[トップ画面](#)
[事前準備](#)
[申告書等の作成](#)
[申告書等の送信・印刷](#)
[終了](#)

マイナンバーカードを利用してe-Tax送信します

次の①から④の順番に操作してください。

（参考）

①・②は、「本人が作成・送信したことの証明」、「データの改ざん防止」のため、作成・送信するデータにマイナンバーカードを利用して電子署名します。

③・④は、e-Taxにデータを送信するため、マイナンバーカードを利用してe-Taxにログインします。

※ パスワードは3回連続で間違えるとロックされます。この場合、市区町村窓口にてパスワード初期化を申請してください。

[マイナポータルアプリのインストールはこちら](#)
[2次元バーコードの読み取り方はこちら](#)

① 完了しました。

①スマートフォンでマイナポータルアプリ（2次元バーコード読取）の起動

②2次元バーコードの読み取り（1回目）

2次元バーコードの読み取り（1回目）は完了しています。

※ 署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）が必要です。

※ 「本人が作成・送信したことの証明」、「データの改ざん防止」のために必要です。

② ③スマートフォンでマイナポータルアプリ（2次元バーコード読取）の起動

スマートフォンでアプリをタップして起動

アプリ内の画面右下のアイコンをタップ

④2次元バーコードの読み取り（2回目）

下の2次元バーコードをマイナポータルアプリの「2次元バーコード読取」をタップして読み取ってください。

③

※ 利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）が必要です。

※ e-Taxにログインしてデータを送信するために必要です。

送信準備へ戻る

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境

Copyright (c) 2022 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

22

9.2.4 「確定申告書データの送信」画面

マイナンバーカードの読み取りが完了したことから、「送信する」ボタンをクリックして、確定申告書データを送信します。

国税庁
令和3年分 所得税

マイナンバーカード

確定申告書作成コーナー

ご利用ガイド

よくある質問

よくある質問を検索

確定申告書データの送信

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > **申告書等の送信・印刷** > 終了

マイナンバーカードの読み取りが完了しました。
「送信する」ボタンをクリックすると、確定申告書データが送信されます。
※ クリックした後は、操作せずにお待ちください。

送信準備へ戻る

送信する

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境 Copyright (c) 2022 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

9.2.5 「確定申告書データの送信（処理中モーダル）」画面

送信中のモーダル画面が表示されます。

国税庁
令和3年分 所得税

マイナンバーカード

確定申告書作成コーナー

ご利用ガイド

よくある質問

よくある質問を検索

確定申告書データの送信

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > **申告書等の送信・印刷** > 終了

マイナンバーカードの読み取りが完了しました。
「送信する」ボタンをクリックすると、確定申告書データが送信されます。
※ クリックした後は、操作せずにお待ちください。

処理中

電子申告等データを送信しました。引き続き送信結果の確認を行います。
しばらくお待ちください。

送信準備へ戻る

送信する

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境 Copyright (c) 2022 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

9.3 e-Tax（ID・パスワード方式）での送信

9.3.1 「送信準備」画面

表示されている各質問について該当する項目がある場合は、「はい」を選択して「次へ進む」ボタンをクリックします。

国税庁
令和3年分 所得税

ID・PW

確定申告書作成コーナー

ご利用ガイド

よくある質問

よくある質問を検索

送信準備

[トップ画面](#)
[事前準備](#)
[申告書等の作成](#)
[申告書等の送信・印刷](#)
[終了](#)

e-Taxには利用可能時間がありますので、送信前に[こちら](#)をご確認ください。
利用可能時間外の場合、画面下の「入力データを一時保存する」ボタンからデータの保存を行い、利用可能時間内に送信してください。

令和4年3月15日（火）の24時を過ぎて受信した令和3年分の所得税確定申告データは、確定申告期限後に提出されたものとなりますのでご注意ください。

利用者識別番号の確認

国税 太郎 様の利用者識別番号を確認してください。

利用者識別番号

1111-1111-1111-1111

利用者識別番号をご確認ください。
ご家族等の番号を誤って使用されるケースが見受けられます。申告等を行う方本人の利用者識別番号が入力されているかをもう一度ご確認ください。
利用者識別番号に誤りがあった場合は、[こちら](#)をご確認ください。

申告書に添付するデータ（xmlデータ）の送信

入力された申告書のほか、税務代理権限証書等のデータを一緒に送信しますか？

☐ はい
 ☒ いいえ

税理士等に関する入力欄

税理士等に関する入力がありますか？

☐ はい
 ☒ いいえ

登記情報に関する入力欄

登記情報に関する入力がありますか？

☐ はい
 ☒ いいえ

特記事項

特記事項に関する入力がありますか？

☐ はい
 ☒ いいえ

市販の会計ソフト等を利用する場合

市販の会計ソフト等を利用する場合、マイナンバーカード及びICカードリーダライタ等が必要になります。
（ID・パスワード方式による送信はできません。）

送信を中断し、市販の会計ソフト等を利用しますか？

☐ はい
 ☒ いいえ

作成を中断する場合は、下の「入力データを一時保存する」ボタンをクリックしてください。

入力データを一時保存する

前に戻る

次へ進む

お問い合わせ

個人情報保護方針

利用規約

運営環境

Copyright (c) 2022 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

9.3.3 「送信結果（即時通知）の確認」画面

送信完了後、送信結果が表示されますので、「受付結果を確認する」ボタンをクリックします。

国税庁
令和3年分 所得税 ID・PW 確定申告書作成コーナー 利用ガイド よくある質問 よくある質問を検索

送信結果（即時通知）の確認

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

送信結果の内容

正常に送信が完了しました。

送信結果	送信完了しました。 送信したデータは受付処理中です。以下の「受付結果を確認する」ボタンをクリックし、受付結果を確認してください。 なお、以下の情報は次の画面でも確認できます。
利用者識別番号	XXXXXXXXXX
受付番号	XXXXXXXXXX
受付日時	2021/11/24 18:37:53

送信準備へ戻る 受付結果を確認する

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境 Copyright (c) 2022 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

9.3.4 「受付結果（受信通知）の確認」画面

画面上の枠内（「受付結果」の部分）に「確定申告書データを正常に受け付けました。」と記載があることを確認して、画面右下の「送信票等印刷へ進む」ボタンをクリックして、28 ページの「10.1.1 『送信票兼送付書等印刷』画面」へ進みます。

国税庁
令和3年分 所得税 ID・PW 確定申告書作成コーナー 利用ガイド よくある質問 よくある質問を検索

受付結果（受信通知）の確認

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

受付結果の内容

正常に受付が完了しました。

受付結果	以下の内容で令和3年分の確定申告書データを正常に受け付けました。 なお、以下の情報は次の画面以降で印刷する帳票でも確認できます。
提出先	所沢税務署
利用者識別番号	1111111111111111
氏名又は名称	国税 太郎
受付番号	XXXXXXXXXX
受付日時	XXXXXXXXXX
年分	令和03年分
種目	所得税及び復興特別所得税
所得金額	3000000
第3期分の税額 納める税金	-41154
「所得金額」欄について	XXXXXXXXXX

送信準備へ戻る 送信票等印刷へ進む

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境 Copyright (c) 2022 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

10 印刷・終了

10.1 e-Tax（マイナンバーカード方式又はID・パスワード方式）で提出する場合

10.1.1 「送信票兼送付書等印刷」画面

送信した内容を確認するため、「帳票表示・印刷」ボタンをクリックの上、内容を確認します。（表示・印刷方法は、18 ページの「9.1 『送信前の申告内容確認』画面」をご参照ください。）

確認後、「次へ進む」ボタンをクリックし、29 ページの「10.1.2 『申告書を送信した後の作業について』画面」へ進みます。

国税庁
令和3年分 所得税

マイナンバーカード

確定申告書作成コーナー

ご利用ガイド

よくある質問

よくある質問を検索

送信票兼送付書等印刷

[トップ画面](#) > [事前準備](#) > [申告書等の作成](#) > **申告書等の送信・印刷** > [終了](#)

印刷に当たっての留意事項

- 送信票兼送付書等はAdobe Acrobat Readerで表示・印刷しますので、インストールしていない方は、「[推奨環境](#)」のバージョンを確認し、ダウンロードしてください。
[ダウンロードはこちら](#)
- 送信票兼送付書等は、A4サイズの「[普通紙](#)」を使用して、**白黒又はカラーで片面印刷**してください。
- プリンタをお持ちでない方は、コンビニエンスストア等のプリントサービスを利用して送信票兼送付書等の印刷をすることができます。
[プリントサービスの詳細はこちら](#)

印刷する帳票の選択

印刷する必要がない帳票については、項目のチェックを外してください。

チェック	項目名
☒	申告書等送信票(兼送付書)
☒	申告書B 第一表【申告内容確認票】
☒	申告書B 第二表【申告内容確認票】

帳票表示・印刷

手順1 下の「帳票表示・印刷」ボタンをクリックしてください。

手順2 画面下のPDFファイルをクリックして帳票をAdobe Acrobat Readerで表示し、印刷してください。
[帳票の印刷や保存で分からないことがある方はこちら](#)

帳票表示・印刷

前に戻る

次へ進む

[お問い合わせ](#) [個人情報保護方針](#) [利用規約](#) [推奨環境](#)

Copyright (c) 2022 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.



「申告書等送信票(兼送付書)」には、提出書類等のご案内などが記載されています。税務署へ提出する書類等が無い場合は、申告書等送信票（兼送付書）の提出は不要です。

税務署に提出する書類等がある場合は、申告書等送信票（兼送付書）とともに提出してください。

10.1.2 「申告書を送信した後の作業について」画面

申告書を送信した後の作業について表示されますので、内容を確認します。

- ① 「入力データを保存する」ボタンをクリックすると、今回作成したデータを保存することができ、本年分の他の申告書等又は来年の申告書等の作成時に利用することができます。
- ② リンク先をクリックし、納税地・氏名等の記載方法を確認し、必要に応じて手書きで記入の上、税務署に提出してください。
- ③ 書類名をクリックすると、添付すべき書類の見本を確認することができます。
- ④ 確定申告書等作成コーナーについてのアンケートを実施しておりますので、是非ご協力ください。
- ⑤ 「終了する」ボタンをクリックすると、作成コーナーで入力したデータを全て削除し、確定申告書等作成コーナーのトップ画面へ戻ります。

※ 次ページに画面をご用意しております。

(⇒次ページへ続く)

年金収入の方の確定申告書作成例

国税庁
令和3年分 所得税

マイナンバー
カード

確定申告書作成コーナー

ご利用ガイド

よくある質問

よくある質問を検索

申告書を送信した後の作業について

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められることがありますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。
詳しくは、[新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ](#)をご確認ください。

i

マイナンバーカードの有効期限にご注意ください

平成30年（2018年）中にマイナンバーカードを取得された方については、令和4年（2022年）中に電子証明書の有効期限が切れる場合があります。

電子証明書の有効期限が切れると来年の確定申告でe-Taxをご利用できなくなります。

更新は有効期限の3ヶ月前から可能ですので、お住まいの市区町村の窓口で、お早めの更新をお願いいたします。

☐ [有効期限の確認方法はこちら](#)

入力データの保存

入力データを保存しておくことで、来年の申告書等の作成に利用することができます。

①

入力データを保存する

補完記入

以下のリンクを開いて納税地・氏名等の記載方法を確認し、必要に応じて手書きで記入してください。

②

[振替依頼書](#)

添付書類の提出準備

以下の添付書類を準備してください。
書類名をクリックすると、見本を確認することができます。

③

[雑損失の金額の計算書](#)
[振替依頼書](#)

アンケートのお願い

このサイトの改善のため、アンケートにご協力ください。
アンケートの回答は任意です。

④

アンケートに回答する

他の申告書等を作成する方
へのご案内

住所・氏名等の情報を引き継いで消費税や贈与税などの申告書等や他の年分の申告書を作成することができます。
作成しない方は「終了する」ボタンを押してください。

他の申告書等を作成する

前に戻る

⑤

終了する

お問い合わせ

個人情報保護方針

利用規約

推奨環境

Copyright (c) 2022 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

※ ①～⑤の説明は、前ページにあります。

10.2 印刷して書面提出する場合

10.2.1 「申告書等印刷」画面

印刷する内容を確認の上、印刷を行います。

国税庁
令和3年分 所得税

書面提出

確定申告書作成コーナー

ご利用ガイド

よくある質問

よくある質問を検索

申告書等印刷

[トップ画面](#)
[事前準備](#)
[申告書等の作成](#)
[申告書等の送信・印刷](#)
[終了](#)

印刷に当たっての留意事項

「推奨環境」のバージョンを確認し、必ずAdobe Acrobat Readerで帳票を表示・印刷してください。
これ以外で印刷した帳票は、機械で文字や数字が読み取れない場合があります。

- 申告書等は、A4サイズの「普通紙」を使用して、白黒又はカラーで片面印刷してください。
- 提出用の申告書等については、3点マークが正しく印刷されているか確認してください。

☐ [印刷結果の確認方法はこちら](#)

- プリンタをお持ちでない方は、コンビニエンスストア等のプリントサービスを利用して申告書等の印刷をすることができます。

☐ [プリントサービスの詳細はこちら](#)

印刷する帳票の選択

印刷する必要がない帳票については、項目のチェックを外してください。

チェック	項目名
☒	申告書B第一表【提出用】
☒	申告書B第一表【控用】
☒	添付書類台紙
☒	申告書B第二表【提出用】
☒	申告書B第二表【控用】
☒	提出書類等のご案内

帳票表示・印刷

手順1 [Adobe Acrobat Reader](#)をインストールしてください。

手順2 下の「帳票表示・印刷」ボタンをクリックしてください。

手順3 画面下の「A」をクリックして、「フォルダを開く」を選択してください。

手順4 ダウンロードしたPDFファイルを右クリックして、「プログラムから開く」を選択してAdobe Acrobat Readerで表示・印刷してください。

☐ [帳票の印刷や保存で分からないことがある方はこちら](#)

①

帳票表示・印刷

申告内容の確認・訂正

帳票を確認した結果、申告内容の確認・訂正が必要な方は以下のボタンをクリックしてください。

✖

申告内容の確認・訂正

前に戻る

⑥

次へ進む

[お問い合わせ](#)
[個人情報保護方針](#)
[利用規約](#)
[推奨環境](#)

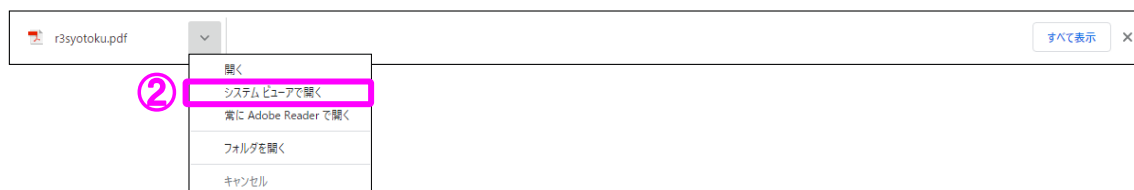
Copyright (c) 2022 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

※ ①と⑥の説明は、次ページにあります。

(⇒次ページへ続く)

年金収入の方の確定申告書作成例

- ① 「帳票表示・印刷」ボタンをクリックします。(画面は前ページにあります。)
- ② 画面下に次のダイアログボックスが表示されますので、「システムビューアで開く」を選択して、PDF ファイルを表示させます。



- ※ 帳票を表示・印刷する際は、必ず「Adobe Acrobat Reader」を使用してください。
これ以外で印刷した帳票は、機械で文字や数字が読み取れない場合があります。
- ※ 帳票を表示・印刷する際の手順は、ご利用のパソコン環境により異なる場合があります。

- ③ 表示された PDF ファイルの内容を確認後、印刷ボタンをクリックして印刷します。
- ※ 申告内容の訂正等を行う場合は、「申告内容の確認・訂正」ボタンをクリックします。
- ④ 印刷終了後、「ファイル」をクリックし、「名前を付けて保存」をクリックすると、申告書のイメージ (PDF) を保存することができます。
- ⑤ ウィンドウ右上の  (閉じるボタン) をクリックし、ウィンドウを閉じます。
- ⑥ 「次へ進む」ボタンをクリックし、33 ページの「10.2.2 『申告書を印刷した後の作業について』画面」へ進みます。(画面は前ページにあります。)



「提出書類等のご案内」には、添付書類や提出期限などが記載されています。

また、「住所・氏名等入力」画面で申告書等を提出する税務署名を入力した場合は、提出書類等のご案内の右下に提出先税務署の所在地等を印刷していますので、申告書等を送付される場合は、点線部分で切り離し、封筒に貼るなどしてご利用いただけます。

10.2.2 「申告書を印刷した後の作業について」画面

申告書を印刷した後の作業について表示されますので、内容を確認します。

- ① 「入力データを保存する」ボタンをクリックすると、今回作成したデータを保存することができ、本年分の他の申告書等又は来年の申告書等の作成時に利用することができます。
- ② 書類名をクリックすると、添付すべき書類の見本を確認することができます。
- ③ 確定申告書等作成コーナーについてのアンケートを実施しておりますので、是非ご協力ください。
- ④ 「終了する」ボタンをクリックすると、作成コーナーで入力したデータを全て削除し、確定申告書等作成コーナーのトップ画面へ戻ります。

国税庁
令和3年分 所得税 確定申告書作成コーナー

申告書を印刷した後の作業について

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められることがありますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。
詳しくは、[新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ](#)をご確認ください。

① 来年の申告・納税はe-Taxで！
e-Taxのご利用には、マイナンバーカードをご用意ください。
マイナンバーカード読取対応のスマートフォンにマイナポータルアプリをインストールすることで、**ICカードリーダライタは不要**となります。
→ [スマートフォンを使った操作の概要はこちら](#)

入力データの保存 入力データを保存しておくことで、来年の申告書等の作成に利用することができます。

① 入力データを保存する

補完記入 以下のリンクを開いて納税地・氏名等の記載方法を確認し、必要に応じて手書きで記入してください。

- 申告書B第一表
- 申告書B第二表
- 振替依頼書

添付書類の提出準備 以下の添付書類を準備してください。
書類名をクリックすると、見本を確認することができます。

- 本人確認書類
- 雑損失の金額の計算書
- 一般の生命保険料の支払額などの証明書（旧生命保険料に係る1契約9千円以下のものを除く。）
- 個人年金保険料の支払額などの証明書

③ アンケートのお願い このサイトの改善のため、アンケートにご協力ください。
アンケートの回答は任意です。

アンケートに回答する

他の申告書等を作成する方へのご案内 住所・氏名等の情報を引き継いで消費税や贈与税などの申告書等や他の年分の申告書を作成することができます。
作成しない方は「終了する」ボタンを押してください。

他の申告書等を作成する

前に戻る ④ 終了する

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境 Copyright (c) 2022 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.